

一般社団法人 長崎市薬剤師会役員報酬及び費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人長崎市薬剤師会（以下「本会」という。）定款第27条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員職務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員報酬は年額とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員に対する報酬の額は、総会で決議された総額の範囲内で算出した額を支給する。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第5条 役員報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して毎年8月に、本人指定の金融機関へ口座振り込みとする。

(費用)

第6条 本会は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用について、これを請求のあった日から遅滞なく口座振り込みにより支給する。

又、前払いを要するものについては前もって現金で支払うことができる。

- 2 役員には、別に定める旅費規程に準じて交通費を支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規則をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 8 条 この規則の改廃は、理事会の議を経て総会の決議により行う。

(附則)

1. この規則の施行に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。
2. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。
3. この規則を一部改定して、平成 25 年 5 月 28 日より施行する。